

令和 3 年 3 月 定例教育委員会 会議録

◇開 会	令和 3 年 3 月 2 5 日 (木)	午前 9 時 0 0 分
◇閉 会	令和 3 年 3 月 2 5 日 (木)	午前 1 1 時 0 5 分
◇会 場	3 F 「教育委員会会議室」	
◇出席者	教育委員会	
	・教育長	岸 田 隆 博
	・教育長職務代理者	深 田 俊 郎
	・教育委員	横 山 真 弓
	・教育委員	安 田 真 理
	・教育委員	出 町 慎
	・教育部長	藤 原 泰 志
	・教育部次長兼学校教育課長	足 立 和 宏
	・学事課長	井 尻 宏 幸
	・文化財課長兼美術館副館長 兼中央図書館副館長	山 内 邦 彦
	・教育総務課長	足 立 勲
	・教育総務課庶務係長	芦 田 将 司
	まちづくり部	
	・まちづくり部長	太 田 嘉 宏
	・市民活動課長	小 島 崇 史
	・文化・スポーツ課長	宮 野 真 理

(岸田教育長)	<p>おはようございます。ただいまから 3 月の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>会の進行上、発言の際には必ず氏名を名乗ってから発言いただきますようお願いいたします。</p>
日程第 1	<p>前回会議録の承認</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 1、前回会議録の承認についてですが、2 月 2 5 日の定例教育委員会会議録の承認は、横山委員と安田委員をお願いをいたしました。</p>
日程第 2	<p>会議録署名委員の指名</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 2、会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録の署名は、深田教育長職務代理者と出町委員をお願いいたします。</p>
日程第 3	<p>教育長報告</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 3、教育長報告に入ります。1 ページの行動報告に基づきまして報告をいたします。</p> <p>3 月 8 日には丹波市の教育を盛り上げる会の準備会を開催し、組織の在り方とか今後の取組について共通理解を深めました。また、同じ日の 1 5 時から、教育委員の皆様にも出席いただきまして、情報発信プロジェクトの記者発表を行いました。動画配信状況ですが、第一弾は、2 4 日現在、4 3 4 回の視聴となっております。第二弾につきましては、令和 3 年度の教育方針をテーマに、4 回にわたってお伝えする予定にしております、第 1 回目は 1 9 日の金曜日にユーチューブにアップいたしました。昨日現在で 1 1 2 回の視聴となっております。チャンネル登録者数も昨日で 3 5 人ということでございます。そこそこ、いい滑り出しをしていると思いま</p>

す。また、今日、机上に配付しております丹波新聞にも取り上げていただいておりますので、また御覧おきください。

9日には、当初予算を除く議案採決が行われ、議案、補正予算とも議決を頂きました。16日には、丹波交通安全協会の石川憲幸会長から、4月から小学校に入学する子供たち、小学校、特別支援学校合わせて506名ですが、交通事故防止に役立ててほしいということで、ランドセルカバーを寄贈いただきました。また、同じ日に丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会を開催し、川上委員長から答申していただきました。後ほど議事として検討いただきます。

18日には、県優秀教職員表彰を行いました。今年度は、青垣小学校の主幹教諭、荻野由香里先生が受賞されております。20日には、丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアムのオープン記念式典と記念講演会を開催いたしました。記念講演では、さかなクンにお越しいただき、ミナミトミオの話など、楽しく御講演を頂きました。23日には、教職員の異動内示を行いました。詳しくは報告事項でお伝えをいたします。

24日、昨日は、予算決算常任委員会の総括質疑が行われ、全議案可決を頂きました。明日26日、最終日に採決される予定になっております。報告は以上でございます。

ただいまの教育長報告につきまして、何か御質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、教育長報告を終わります。

日程第4

議事

議案第11号 丹波市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

(岸田教育長)

日程第4、議事に入ります。議案第11号、丹波市教育委員公印規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第11号、丹波市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について御提案申し上げます。資料は3ページと4ページになっております。

この規則は、教育委員会公印で電子印を使用する場合には、電子印を承認する際に、企画総務部総合政策課長と協議することになっています。今回、市の組織再編により、「企画総務部総合政策課」が「ふるさと創造部総合政策課」となりましたので、改正するものであります。

4ページの新旧対照表で改正箇所をお示ししております。第8条第3項のところの2行目でございます。ここで名称のほうを改正しております。

以上、簡単ではございますが、丹波市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありませんでしょうか。なければ、採決いたします。

議案第11号、丹波市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。
よって、議案第11号、丹波市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について承認いたします。

議案第12号 丹波市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

議案第13号 丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第12号、丹波市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について及び議案第13号、丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について一括で事務局より説明をお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。関連がありますので、議案第12号、丹波市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定についてと議案第13号、丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について一括で御提案申し上げます。資料は、5ページから8ページです。

教育委員会後援等名義使用許可について、現在は、公的及び恒例の行事以外は、教育委員会に諮ることになっておりますが、事務の効率化等の観点から、公的または恒例の行事は、教育長の専決処分とすることができるよう改正したく考えております。

そこで、事務委任規則及び後援等名義使用許可に関する要綱中、「公的及び恒例」を「公的または恒例」に改めます。なお、この規則は、令和3年4月1日からの施行を考えております。

以上、簡単ではございますが、丹波市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定についてと、丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありませんでしょうか。
出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。今の変更点に関してですが、例えば、現行の規則で、実際、直近で困った事例というか、何か具体的にどんな事例の場合がこれに該当していたか、ありましたら、お教えいただければと思います。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。申請が出てきて困ったということはないですが、例えば、直近ですと、公的な団体である、上久下自治協議会なども、今回、ユネスコの無形文化財登録記念式典をされた経過がございますが、公的な団体ではありますが、行事そのものが初めてということであって、教育委員会に諮らせていただいたというところです。当然、諮るとなると、申請期間が非常に前倒しになって、団体がPRされる際にも、後援申請中とかというような手続をとっていただいたということが、直近ではございました。

今回、それを改正することによって、即決というわけにはいきませんが、

教育長の決裁により後援決定ができますので、その辺の決定までの期間が相当短縮できると考えております。以上です。

(岸田教育長)

よろしいか。ほかにありませんでしょうか。
なければ、順次、採決したいと思います。
まず、議案第12号、丹波市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について採決いたします。
同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。
よって、議案第12号、丹波市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について承認いたします。
続きまして、議案第13号、丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について採決いたします。
同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。
よって、議案第13号、丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について承認いたします。

議案第14号 第2次丹波市立学校適正規模・適正配置方針の策定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第14号、第2次丹波市立学校適正規模・適正配置方針の策定について、事務局より説明をお願いします。
足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第14号、第2次丹波市立学校適正規模・適正配置方針の策定について御提案申し上げます。資料は別冊の第2次丹波市立学校適正規模・適正配置方針(案)でございます。別冊のレジュメをめぐっていただいたところからが資料となっております。

丹波市立学校適正規模・適正配置方針につきましては、平成22年度策定の方針を10年が経過する本年度に見直しを行うため、学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、丹波市の実情に即した方針となるよう協議いただきました。11月の定例教育委員会において、検討委員会からの答申素案、そして、12月の定例教育委員会において、方針案を御説明申し上げ、方針案に対して、令和3年1月5日から2月5日の約1か月間、パブリックコメントを行いました。

このパブリックコメントでは、7名の方から10件の御意見を頂き、うち4件の意見について、計画の文中での修正に反映をさせていただきました。それを3月16日の第5回適正規模・適正配置検討委員会において協議いただき、事務局案のとおり承認いただきました。その後、川上委員長から教育長に対して答申を頂いたというところでございます。

今日、お示しします方針につきましては、答申素案段階と、大きなところではほとんど変わりはありませんが、主立った方針について改めて御説明を申し上げます。

まず、資料の2ページ、下側に大きな字でページ番号を打ってあるほう

のページ番号で説明させていただきます。2ページを御覧ください。

今回の方針期間、2のところに挙げておりますが、令和3年度から令和12年度の10年間としております。また、令和11年度には、検討委員会を再度設置し、方針の見直しを行うこととしております。

次に、4ページを御覧ください。

適正規模に関する方針につきましては、中段に「方針」と書かせていただいておりますが、①として、小学校は1学年1学級が維持できる規模、②として、中学校は1学年2学級が維持できる規模を適正規模としております。

次に、5ページを御覧ください。

適正配置に係る通学距離、通学時間についてです。①としまして、通学距離、これにつきましては、説明にも書いておりますが、今回は基準を設けないとしております。②の通学時間は、通学方法にかかわらず、小中学校とも1時間以内とするとしています。

次に、6ページを御覧ください。

適正配置の学校の構成でございますが、こちらについては、丹波市まちづくりビジョンも踏まえ、地域内、旧町域に小中学校各1校以上配置することとします。

次に、7ページを御覧ください。

適正配置、学校統合の協議の考え方でございますが、こちらについては、①として、小学校は複式学級規模となる場合、または、複式学級規模となることが見込まれる場合に、地域合意の下、その学校のある地域、旧町域において統合協議を行う。ただし、完全複式規模となる場合は、地域合意のいかんを問わず、速やかに統合協議に入るとしてしております。

また、②では、先ほどの適正配置の学校の構成でも言いましたが、小中学校旧町域に1校以上配置するという方針がございますので、中学校については、統合協議を行わないとしております。

以下、最後に10ページまでの資料となっておりますが、今後、適正規模を下回る小学校が出てくることが予想されますが、学校統合は地域に大きな影響を与えることから、保護者や地域の理解を得ながら、丁寧な議論を重ねていくことが重要であると締めくくっています。

次、資料のほうでは、参考資料として、市内小中学校の沿革を12、13ページ、そして、14ページでは、小学校児童数の推移、15ページでは、中学校生徒数の推移、そして、16ページでは、小学校区別生徒数の推移として、今のゼロ歳児からの資料を掲載しております。

16ページの資料の網掛け部分については、ちょっと見づらいですが、10人未満の年齢のところは濃い網掛け、そして、薄い網掛けのほうは、10人未満かつ複式学級または複式学級の可能性がある年齢として網掛けを行っております。方針の構成としては、以上となっております。

以上で、第2次丹波市立学校適正規模・適正配置方針の策定についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありませんでしょうか。
深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですが、この適正方針におきまして、我々教育委員会としては、どのように後、考えて、並行して受けていったらいいのか、そのお考えをお示しいただいたらと思っておりますが、特に7ページの方針にありますように、複式学級規模となる、今もいる、丹波市内の子供たちの学級構成、将来的にも進めていただいておりますが、その地域合意の下というのと、地域で統合協議を行うという、こういった二つの縛りが出てきます。並行して、教

育委員会としても、事前に準備をしていかないと、後手後手になるおそれがありますので、その辺りの対応というのをどう考えていったらいいのか、もしこの方針を受けて、思いがありましたら、お聞かせ願いたいですが。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。今回の方針につきましては、特に前回、10年前に立てた方針というのは、ほぼ国の基準に準じて立てた部分であります。今回、今後の10年を見越した場合に、国の基準では、丹波市の実情には即した方針とならないということから、現実的な統合協議に入る目安として、先ほど説明しました複式学級、あるいは、その規模となることが見込まれる時期というふうにしたのが1点でございます。

もう1点は、委員さんも指摘をいただいた地域合意ということで、教育委員会としては、今後の児童数の推移というのはずっと見守っていく必要がありますが、教育委員会が主導で統合協議に入っていくということではなしに、やはり地域に働きかけて、その協議に入っていくところを少し強調した形で7ページの方針については書かせていただいているというふうに考えております。

いずれにしても、今回の方針を頂いた段階で、今後、やっぱり子供たちの教育環境をどうしていくにかということ、どんな子供を育てたいのかということをやっぱり念頭に置いて、その中で適正規模・適正配置という手段を考えていく必要があるということで、川上委員長のほうからも答申を頂いておりますので、そういったところで取り組んでいきたいというふうには考えております。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理人。

(深田教育長職務代理人)

ありがとうございます。深田ですが、今現在、市島の小学校について、検討委員会等々が、あるいは準備委員会等が進行していますが、この例えば16ページの表を見ても、市島、何校かの小学校が今後、複式学級になっていくと。それに対比して見ていくと、山南地域、あるいは春日地域等々にも、後数年で複式学級の予想がされる、そういう学校が出てきているわけです。

市島の場合を鑑みましても、やはり地域の合意、あるいは、地域の協議、本当に丁寧にやっていくべきと思いますし、丁寧にやっていただいている事務局の動きについて敬意を表しますが、やはり山南、あるいは、春日地域についても、何校かの学校が該当するわけですから、併せて検討を進めていく、もちろんしておられるかと思いますが、それを公にしていくのがいいのかと思ったりもします。

先ほど、言葉足らずでありましたが、後手後手にならないように、そういうようなことを申し上げたところで、その辺の思いについて、もし事務局として持っておられたら、お聞かせ願いたいと思います。

(岸田教育長)

この件につきましては、今までの方針の場合も同じですけど、5つのレベルの中で協議になった場合、まず、考える会というものを立ち上げませんかという呼びかけをして、春日地域については、必要がないということで、考える会が立ち上がらなかったと。市島については、立ち上がったというようなことで、統合、今回の表現でいうと、地域合意の下というのは、そういうことです。今回も、複式ができたからというのは話のきっかけとして地域に持っていきますが、いや、地域合意がならないという場合については、それを少し見送るというのが基本になってくるかと思えます。た

だし、完全複式になった場合については、これはもう合意じゃなくて、まず統合協議に入るといことです。そこが大きく前回と今回が違うところ
です。

従来から統合ありきということで進めていったわけではなくて、こうい
う状況にありますよという中で、考えませんかという中で、合意を図りな
がらやってきました。極端にいうと、財政上から行政は統合しようとい
ような捉え方の意見も多い中で、決してそうではないということで、十分
今まで協議を進めてきた経緯がありますので、その基本的なスタンスは変
わらずやっていきます。基準が複式ということになったことで、最近では、
上久下自治協議会のほうから、検討の必要があるかも知れないという声は
出始めていることは聞いております。

市島については、統合という方向になりましたので、今後、どうい
う形で統合していくかという協議が入ってこようかと思ひます。あとは、
見てもらったら分かるように、船城地域、今、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、
この辺りが小学校に入ってきた頃に複式が考えられますが、7年、8年後、
そういう状況が生まれてくるということなので、その辺りでまた地域への
働きかけということになろうかと思ひます。その辺り、もし補足があれば、
よろしいですか。

ほかに何かありませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、採決をしたいと思ひます。

議案第14号、第2次丹波市立学校適正規模・適正配置方針の策定につ
いて採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第14号、第2次丹波市立学校適正規模・適正配置方針の
策定について承認いたします。

議案第15号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について

(岸田教育長)

続きまして、議案第15号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認につ
いて、事務局より説明をお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第15号、丹波市教育委員会
後援名義の使用承認について御提案申し上げます。

今回の審議案件は、2件です。資料は11ページから17ページとなっ
ております。1件目は、資料11ページからの一般財団法人日本リーダー
育成推進協会が主催される「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座で
す。実施は令和3年6月23日水曜日から6月27日日曜日の5日間、Z
oomによるオンライン講座となっております。

資料12ページは事業計画書、13ページは、この事業に係る収支予算
書、14ページは団体構成員の名簿となっております。

2件目は、資料15ページからの株式会社タンバンベルグが主催される
GWポップアップシネマ事業です。実施日は令和3年5月4日及び5日、
場所はポップアップホールです。資料16ページ、17ページは事業計画
書となっております。

両事業とも、丹波市教育委員会後援名義使用許可に関する要綱第3条の
許可条件に適合しており、かつ、要綱第4条の許可の制限に該当していな

いことから、許可決定が妥当と判断しております。

以上で、丹波市教育委員会後援名義の使用承認についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありませんでしょうか。
深田教育長職務代理人。

(深田教育長職務代理人)

深田ですが、最初の「子どもの潜在能力を引き出す」云々の後援名義ですが、後援等がすごく限られた教育委員会になっています。県下40ぐらいありますが、なぜこのように絞っているのか、その辺がよく分からないし、ただ、参加者の範囲等が兵庫県内ということで、全域を対象としているので、後援を絞りながら、全県にしている。全県の市町の教育委員会を後援に入れればよいとは思いますが、その辺、何か聞いておられますか。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。今回、今、委員さんおっしゃっていただいたように、全県下の市町ではなしにということになっておりますが、以前から後援をもらっている市町というのもあるということで、申請団体のほうから聞いておまして、今回は、以前から許可をもらわれている自治体の尼崎市や姫路市では、この3月にも開催をされて、後援許可が下りているということで伺っております。今回、申請のある分については、オンライン開催であるということで、今まで申請をしていない自治体のほうに後援依頼をして、特にその市町の小学生の保護者辺りを対象にしていきたいという意図もあって、あえてそうされたということで聞いております。

近隣では、丹波篠山市、三田市、加東市、西宮市辺りにお尋ねすると、許可をされているということの情報も得ております。以上でございます。

(岸田教育長)

ほかにありませんでしょうか。

なければ、採決をいたします。

議案第15号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認について採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(岸田教育長)

ありがとうございます。全員の挙手を認めます。

よって、議案第15号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認について承認いたします。

議案第16号 丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について

(岸田教育長)

続きまして、議案第16号、丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第16号、丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について御提案申し上げます。資料は18ページです。

令和3年4月1日から2年間の任期で、東小学校及び春日部小学校から地域学校協働活動推進員候補者の推薦がありました。1番目のほうは、東小学校の城田氏でございますが、現地域学校協働活動推進員がこの3月末

で辞任をされるということで、その後任として推薦をされております。城田氏につきましては、令和2年度の学校運営協議会委員及びPTA役員として、学校と自治振興会とのパイプ役として尽力されており、ひかみ東商工倶楽部の元部長としても積極的に地域づくりに尽力されておられます。地域学校協働活動推進員にふさわしい人材であると校長からの推薦を頂いております。

次に、春日部小学校の畑氏についてですが、春日部地区自治協議会活動推進員、学校運営協議会委員として、既に学校と地域をつなぐ活動に携わっていただいております。今後、地域との連携をより強化し、学校運営協議会をさらに充実させるための人材として適任であると校長からの推薦を頂いております。

丹波市地域学校協働活動推進員設置規則第5条の規定により、2名の方を推進員に委嘱したく御提案申し上げますので、御承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決をいたします。

議案第16号、丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。

よって、議案第16号、丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について承認いたします。

議案第17号 丹波市立教育支援センター条例施行規則の制定について

議案第18号 丹波市適応指導教室運営要綱の制定について

議案第19号 丹波市教育相談室設置要綱及び丹波市学校いじめゼロ支援チーム設置要綱を廃止する要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第17号、丹波市立教育支援センター条例施行規則の制定について及び議案第18号、丹波市適応指導教室運営要綱の制定について及び議案第19号、丹波市教育相談室設置要綱及び丹波市学校いじめゼロ支援チーム設置要綱を廃止する要綱の制定について、3議案関連しておりますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長、足立です。それでは、議案第17号から議案第19号までは、関連しておりますので、一括して提案、御説明いたします。資料は19ページから23ページです。

19ページには、このたびの3月議会において、丹波市立教育支援センター条例について可決いただきました。それに伴い、丹波市立教育支援センター施行規則を教育委員会規則として制定いたします。

それでは、規則の概要について御説明申し上げます。

第1条、第2条で、趣旨と設置について、第3条で、施設長のほかの職員を、第4条で、施設長の責務、第5条でそれぞれの開室時間を規定して

おります。第6条にその他として、この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めるとしております。

なお、附則により、本規則は令和3年4月1日からの施行を考えております。それに伴い、丹波市教育支援センター設置規則は廃止をいたします。

続きまして、議案第18号、丹波市適応指導教室運営要綱の制定について御説明いたします。

これまで、丹波市適応指導教室設置要綱において、設置に関する要綱を定めておりましたが、丹波市立教育支援センター条例施行規則の制定に伴い、丹波市適応指導教室の運営に関する面を要綱として定めましたので、御説明いたします。

第1条、第2条で趣旨と用語の定義を定め、第3条、4条、5条で通室対象者、通室方法等、事故の対応を定めております。

なお、附則により、本要綱は令和3年4月1日からの施行を予定しております。それに伴い、丹波市適応指導教室設置要綱は廃止をいたします。

また、23ページ、議案第19号にあります丹波市教育相談室設置要綱及び丹波市学校いじめゼロ支援チーム設置要綱については、議案第17号、丹波市立教育支援センター条例施行規則の制定に伴い、廃止をいたします。

以上で、議案第17号から議案第19号の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

(岸田教育長)

説明が終わりました。17から19号につきまして、何か御質問等ありませんでしょうか。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですが、一つ教えていただきたいと思いますが、適応指導教室の開室時間が9時半から3時半ということになっています。子供たちがここへ通学してくる子が多くなると思いますが、9時半というのは、もう少し早くならないのですか。例えば、相談室が9時から、ゼロ支援チームの部屋が9時から等々もありますので、職員の勤務時間は、多分、その前にあると思いますので、9時半という根拠について教えていただけたらと思います。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長、足立です。指導主事の勤務時間は8時半から17時15分までとなっておりますが、指導補助員が2名、適応指導教室にいますが、そのお二人の勤務時間が9時開始になっておりますので、1点は、9時半からの開室を考えております。

もう1点が、電車を利用してここへ通室している生徒もおりまして、同じ近隣の高校等と重ならない、そっと目につかないようにしたいという子もたくさんいますので、少し開室時間を遅らせている、この2点が理由というふうに思っております。以上でございます。

(岸田教育長)

ほかにありませんか。よろしいですか。

なければ、順次、採決をいたしたいと思います。

まず、議案第17号、丹波市立教育支援センター条例施行規則の制定について採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(岸田教育長)

ありがとうございます。全員の挙手を認めます。
よって、議案第17号、丹波市立教育支援センター条例施行規則の制定について承認いたします。
続きまして、議案第18号、丹波市適応指導教室運営要綱の制定について採決をいたします。
同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(岸田教育長)

ありがとうございます。全員の挙手を認めます。
よって、議案第18号、丹波市適応指導教室運営要綱の制定について承認いたします。
次に、議案第19号、丹波市教育相談室設置要綱及び丹波市学校いじめゼロ支援チーム設置要綱を廃止する要綱の制定について採決いたします。
同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(岸田教育長)

ありがとうございます。全員の挙手を認めます。
よって、議案第19号、丹波市教育相談室設置要綱及び丹波市学校いじめゼロ支援チーム設置要綱を廃止する要綱の制定について承認いたします。

議案第20号 丹波市英語教育プロジェクトチーム設置要綱等を廃止する要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第20号、丹波市英語教育プロジェクトチーム設置要綱等を廃止する要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。
足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長、足立です。24ページを御覧ください。
議案第20号、丹波市英語教育プロジェクトチーム設置要綱等を廃止する要綱の制定について御説明いたします。
プロジェクトチームの廃止に伴い、これまで設置要綱により設置をしておりました丹波市英語教育プロジェクトチーム、丹波市キャリア教育プロジェクトチーム、丹波市プログラミング教育プロジェクトチームの設置要綱を廃止するものです。以上でございます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。御質問ありませんでしょうか。
出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。すごく根本的なこととお聞きするかと思いますが、このプロジェクトチームを廃止する理由について御説明いただければと思います。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

申し訳ございません。次長兼学校教育課長の足立でございます。平成30年度と令和元年度、この2年間、設置をするというような要綱で設置をしておりました。廃止の時期が若干遅れたというふうに思っております。以上でございます。

- (岸田教育長) 廃止する、ただ時期が終わったとかだけでなく、詳しい理由をお願いします。
- (足立教育部次長兼学校教育課長) プロジェクトチームと研究室、これを同時並行でしておりまして、2年間、どちらもするというような形でやってきました。令和2年2月に研究室の発表、プロジェクトチームのその取りまとめをさせていただいて、役割を終えたというような形でございます。以上でございます。
- (岸田教育長) 深田教育長職務代理者。
- (深田教育長職務代理者) 深田ですが、役割を終えたということで理解はしますが、プログラミング教育に係るICT、また、GIGAスクール構想は、今進んでいるところですが、ほかの英語につきましても、キャリア教育につきましても、順次、継続している、そういう教育であるかと思えます。このプロジェクトチームは、廃止するにせよ、今後、このような教育案件について、教育委員会として、事務局としてどう考えていったらいいのか、お示しいただいたらありがたいです。
- (岸田教育長) 今言われたようなこと、英語教育、プログラミング、キャリア教育も重要施策になっていますので、廃止してもちゃんと動いていくという確信があるとか、カリキュラムができたとか、ちょっとその辺り、もう少し丁寧に説明をお願いします。
- 足立次長兼学校教育課長。
- (足立教育部次長兼学校教育課長) 次長兼学校教育課長、足立です。それでは、一つずつについて御説明をいたします。
- 英語教育の部分につきましては、丹波市の教育の御説明のときに申し上げましたように、認定こども園から中学校まで、それと、小学校低学年からのカリキュラムをこのプロジェクトチームと研究室で作成いたしました。これを基に、英語教育を続けてまいりたいというふうに思います。指標としましては、英語検定、このほうを中学校3年生は、検定料を無償としておりますので、それを基に今後、その推移を図っていききたいというふうに考えております。
- キャリア教育プロジェクトチームにつきましては、春日中学校で実践をいただきましたアントレプレナーシップ教育、これのほうを中心に、来年度からは市内7中学校で展開してまいりたいというふうに思っております。
- プログラミング教育のプロジェクトチームにつきましては、現在、ICT教育活用プロジェクトチームがそれを受け継ぐ形、また、GIGAスクール構想を展開する方向の指針を出していただく、方向性を出していただくということで、引き続き継続して、拡大というような形でプロジェクトチームを設けております。以上でございます。
- (岸田教育長) ほかに何かないですか。
- なければ、採決をいたします。
- 議案第20号、丹波市英語教育プロジェクトチーム設置要綱等を廃止する要綱の制定について採決します。
- 同意される委員の挙手を求めます。
- (賛成者挙手)
- (岸田教育長) ありがとうございます。全員の挙手を認めます。

よって、議案第20号、丹波市英語教育プロジェクトチーム設置要綱等を廃止する要綱の制定について承認いたします。

議案第21号 丹波市部活動検討委員会設置要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第21号、丹波市部活動検討委員会設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長、足立です。それでは、25ページ、26ページを御覧ください。

議案第21号、丹波市部活動検討委員会設置要綱の制定について御説明いたします。

部活動につきましては、教育課程外ではありながら、生徒の心身の向上と生徒指導上の観点から、教職員がその指導に当たっております。学校の働き方改革を進める上で、学校規模が縮小等する中で、教職員の部活動指導に係る負担が増えている現状があります。今後は、教員の負担軽減と子供の学びの充実の両面から、部活動ガイドラインの遵守や部活動指導員等の外部人材の参画に加え、例えば、地域クラブへの移行や地域との連携、分担、複数の学校による合同部活動の実施、または学校規模の縮小等に伴う部活動数の削減など、地域の部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組が重要と考えております。

そこで、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両面を実現できる部活動改革について協議することを目的として、検討委員会を設置したいと考えております。

それでは、規則の概要について御説明申し上げます。第1条、第2条に設置と所掌事務、第3条、4条、5条に組織、委員長、任期を、第6条に会議、第7条に庶務、第8条にその他を規定しております。

なお、附則により、本規則は令和3年4月1日からの施行を考えております。説明は以上でございます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問等ありませんでしょうか。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですが、部活動検討については、今、教職員等の働き方改革につながってくるところで、これは従前からずっと言われていた印象がありますが、今後2年間で、この検討委員会を開き、そして、後々どうしていくのかということを考えるのだらうと思いますが、多分、その2年間、また働き方改革の中で中学校の先生方が本当に勤務時間等々で逼迫している、また、疲労感を感じる、それが続く感じがします。

要は、カンフル剤というか、即効性のあるようなことができないか、というような思いがあります。今、説明いただいたように、例えば、複数校で部活動を一緒にするとか、あるいは民間の力を入れるとかいうようなことは、先ほどの学校の適正規模ではないですが、地域に対して、あるいは協議会に対して、丁寧にやるというのは、それはよく分かります。また、地域に対しても、中学校の部活動についても丁寧にやっていくというのはよく分かりますが、何か2年間、ずっと検討委員会をしていいのかというような、そういう思いが、少しこれを見て思います。

何か、それと並行して、先生方への部活動の見直しから来る支援みたいなもの、何かできないのかという、そう思いますが、その辺り、何かよい知恵があったら、聞かせていただけたらと思います。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長、足立です。この準備段階として、先日、代表校長、それから、中体連の代表校長にお集まりいただいて、部活動の課題等をお聞かせ願いました。合同部活動になりますと、合同部活動になって、いろんな様々な課題がございます。例えば、合同部活動するのは、中学校1・2年生のときはできますが、今度、3年生までそろったときに、一つの学校のチームに人数が、例えば野球ですと10人という規定された人数がそろえば、今度は、合同部活動は組めない。これは、勝利至上主義のように、合同することによって、さらに強化した強いチームを作るといような、なかなか難しいハードルもございます。一足飛びに教職員の負担とか、いろんな面が解消できない、様々な課題があるといようなことを思っております。

また、児童数、生徒数の減少に伴い、指導に当たる先生方、この人数も非常に少なくなっております。それと、教職員自体が審判等をしますので、事前に行くと、今度は引率等に係る教師もいないということで、必ず複数での配置ということ自体がままたまらない。子供にしますと、自分が入りたいという部活動がなかなかないといような課題もございます。

また、今後、この会におきましては、2年間としておりますが、継続を考えております。というのが、令和5年度以降、文科省からは、地域移行ができる部分があれば、進めていくといようなことも出ておりますので、そのことについても、かなりハードルが高いといふふうに考えております。それに向けて、まずはここで考えていきたいといふふうに思っております。

即効性のある支援ということなかなかできませんが、現在、和田中学校に1名のみ入れております部活動指導員、外部の方で、土日等に引率と、指導のほうをお世話になっている方がいらっしゃいますが、来年度は7名確保するといふことで、各校に配置をするといふ予定にしております。いろいろとお知恵を借りながら、また、もう一つは、まず、保護者、地域の方に学校の先生方が部活動を担っているのが当たり前といふのを、まず意識を変えていただく。それと、これが時間外に行われていることであるとか、教職員の負担の話であるとか、子供のニーズ、地域のこと、いろんなことを周知しながら進めていくことが大事かなといふふうに思っております。以上でございます。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですが、ありがとうございます。考え方、なかなか部活動に関しては難しいところがあるかと思えます。今、お話しいただいたように、子供たち自身の考え、保護者の考え、地域の考え、そして、構成する、例えば中体連等の考え等々がいろいろ入り乱れて、そのしわ寄せが先生方に来ているという印象はあります。その辺のところを、一つ一つ解きほぐしながら、この検討委員会の中で、先生方が疲弊したら、子供たちへ伝わっていきますので、その辺りをうまく元気よく、子供たちの教育へつなげるようにしていただけたらありがたいと思えます。単純に、民間に移行したらいい、今の部活動推進員さんに全部任せたらいいということではなくて、抜本的なところからの、例えば、中体連に何か提案していくとかいようなことも含めて、丹波市から発信していくような、そういう検討委員会にしていただければありがたいと思えます。

(岸田教育長)

そもそも、この部活動というのは、設置するのは、今、次長が言いまし

たように、令和5年度、国のほうが地域移行という案を出してきましたので、それに向けた協議を進めることがあると。それから、もう一つは、これも次長が言いましたけども、一つは、部活を安全に指導するというところで、複数体制をどこもとっています。それから、できるだけ部活を、子供の希望をかなえてやりたいということで、数を確保しています。

そういうことで、何が問題になってきたかということ、子供の数が少なくなってきたので、野球部を作っても、もう9人がそろわないとか、あるいは、子供の数が減ることで、教職員定数が減りますので、2人の確保ができないという問題が、そもそも出てきたと。阪神間では、学校が割と近隣で建っていますので、拠点校という形をとっている学校が、阪神間ではあると。野球はA中学校に行きましょう、バレー部はB中学校でやりましょうとか。ところが、丹波市は、広域ですので、その移動ができないので、そういうこともできない。

阪神間でもう一つしているのは、チームを確保するために部活の数を減らしています。丹波市はたくさん抱えていますけども、減らして、活動が成立するような工夫を、どこの市域も、都会であってもやり始めているということで、今、郡部の丹波市が今、抱えているのは、安全の確保とか、それから、部活の人数の確保というところをどうするかということで、また、地域移行、本当に丹波市は可能なのかどうか。これも長期的にどうか、複数年にわたってやると。

短期的には、教師の負担という部分があります。今の安全確保するために複数ですが、教師の負担というのがあって、今、春日中学校が朝練をやめています。これは、生徒も希望し、教職員も希望しということで、令和3年度から、山南中学校と柏原中学校で朝練をやめるといように聞いています。これも子供たちの声を聞いたり、先生の声も聞いたりして、まず1回やめてみるということで、やっぱり朝の負担が子供にとっても大きいということで、今、3中学校で朝練を廃止する。今、もう一つは、短期的な働き方言えば、指導員を7名に増やして、補助も入るといような形で、丹波市はやろうとしています。

この検討委員会では、今言った短期的なものではなくて、持続可能なものにしていくためにどうあるべきか、ということ、ここには第3条にある委員の方にお世話になって、今後考えていくということです。ですので、結構、骨太というか、非常に難しい議論になろうかと思えます。あまり絞り過ぎると、子供が入りたいものがなくなる。その辺りをどうするかというのもありますので、合同が成り立つのかどうか、放課後の移動をどうするかとか、いろんなこともありますので、今後、この検討委員会については、委員の任期は2年となっていますけども、なかなか厳しいですけど、この2年というのは、先ほど言いましたように、令和5年の国の地域移行というものに目途を置いてという2年ということでございますので、今後、この委員会での内容については、できるだけ細かに教育委員会のほうへ報告いただければと思います。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

わかりました。

(岸田教育長)

また委員の方の意見も聞きたいと思うし、もしこの辺り、部活動について思うようなことがありましたら、何か委員から御意見がありましたらお願いします。

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。今後2年間かけて議論していく中で、地域側の理解が当然必要になってくると思いますし、コミュニティ・スクールの中で

どういうふうの情報提供していくかというのは、なかなか、やり方に関しては難しいところがあるかもしれませんが、ぜひ情報共有を、ある程度のところで、コミュニティ・スクールの中でもしながら、地域の方も何か一緒にあって、その在り方に関して考えていくようなことをしていくと、地域移行へ動き出すときにスムーズに行くのではないかなというふうに思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

(岸田教育長)

そうですね。地域移行ということを入ると、やはりコミスクを巻き込んでおかないと、実際に指導者があるのかないのかとか、どういう協力が地域でできるのかということも大事なので、そういうことは大事にしてほしいと思います。

ほかありませんか。よろしいですか。

それでは、意見がないようですので、採決のほうに移ります。

議案第21号、丹波市部活動検討委員会設置要綱の制定について採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(岸田教育長)

ありがとうございます。全員の挙手を認めます。

よって、議案第21号、丹波市部活動検討委員会設置要綱の制定について承認いたします。

議案第22号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について

(岸田教育長)

続きまして、議案第22号、丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について、事務局より説明をお願いします。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長、足立です。議案第22号、丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について御説明申し上げます。別冊資料の20ページから24ページまでを御覧ください。

丹波市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第4条第1項の規定により、25校区の学校運営協議会委員について、学校長から申出がありました。今回、新たに設置するのは、市島中学校学校運営協議会です。全ての校区において学校の実態に応じ、運営協議会の充実を図るために必要な地域人材、PTA、民生委員、自治振興会長、学校支援コーディネーター等が含まれ、かつ、男女の委員の有無、15人以内の条件を満たしていたことから判断し、適切と認めましたので、御審議の上、任命いただきますようお願いいたします。

なお、37ページ、春日部小学校長より委員の男女のバランスを図るため、教員の変更と、39ページ、進修小学校長、41ページ、船城小学校長より4月1日以降に教職員の追加がある旨を申し添えます。以上でございます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見ありませんでしょうか。

前回も男女のバランスの話も多分、指摘があったと思います。やっぱり学校によっては、女性の数が少ない学校もありますが、この辺りは必ず学校のほうへ戻してはされているのでしょうか。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長) 次長兼学校教育課長、足立でございます。まずは、この委員に入るとい
うことが、持続可能に学校の支援を頂ける方を任命いただきたいことをま
ず大前提に、男女のバランス、それから、地域住民、それから、保護者、
それから教職員、このバランスについても検討願いたいというようなこと
をお伝えしております。以上です。

(岸田教育長) 何か御意見ありませんでしょうか。
深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者) 深田ですが、今、この名簿は、4月1日からの、学校運営協議会のメン
バーですね。多分、先生方の中に、まだ異動されてない名前が新しい学校
に出ていると思いますが。それを我々、現時点で承認していいのでしょうか。
それが一つ、まずあります。
それを踏まえて伺いたいですが、学校運営協議会は、今年から中学校も
全校、実施し、先ほど出ていましたように、コミュニティ・スクール等々、
進めていく体制ができていますが、この学校運営協議会、確かに委員の皆
さんも大変なところはありますが、それを実のあるものにしていくために、
どのように考えているのか。例えば、学校運営協議会が各学校の校長先生
の運営方針を承認していくようなところを求めているところもあります。
あるいは、小学校の場合は、もう2年、3年と続いておりますので、その
辺りが慢性的に、従来の、例えば地域が担っているような、浅い関わり方
で終わっている、そんなところも見受けられます。
学校は一生懸命、私たちも一生懸命評価、年度の評価とかをして、PD
CAに基づいた形で評価をしているところですが、この運営協議会の皆さ
んは、そういうふうなことをやりながら、次年度に持っていつていると。
また、学校の運営をしっかりと見ていただいているのか、そういうふうな
辺りがちょっと危惧されますので、その辺りの事務方として、各学校を見
ておられる中で、どのような感想をお持ちか、その辺り、2点、聞かせて
いただけたらありがたいです。

(岸田教育長) まず1点目、どうですか。まだ人事が決まらない中で、本来、学校長が
決めてきて出すところを、この時点で問題ないでしょうか。
暫時休憩します。
(休憩)

(岸田教育長) 再開します。
この議案第22号ですが、まだ人事の内示の段階ですので、人事の確定
する4月1日に再度、提案をし直し、1日に臨時教育委員会を開催し、協
議をしたいと思いますが、それによろしいでしょうか。
(異議なしの声)

(岸田教育長) そのようにさせていただきますので、本日のこの議案第22号につしま
しては、取下げという形で対応したいと思います。
それから、もう1点、深田教育長職務代理者からあった件、お願いま
す。
足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長) 次長兼学校教育課長、足立です。学校、地域でPDCAサイクルという

お話であったと思っております。学校のほうには、目指す子ども像の共有、これを第一に置いております。それを基にPDCAサイクルによって、より良い、何が課題であるということをしかりと把握し、来年度の計画を立てていただきたいというふうに思っております。出町委員のほうからの部活のことも中学校のほうでは進言をしていきたいというふうに思っております。

また、中学校のほうが立ち上がってきておりますので、トライやる・ウィーク、これについても、事業所の確保が難しい中で、そのようなこともコミスクの中で協議していきたいというようなことを学校長から聞いておりますので、新たな取組もどんどん出てくるのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

(岸田教育長)

コミスクは、やはり成功しているのは、PDCAサイクルをきちっと回しているところです。麴町中学校もPDCA、回しているので、きちっとプランニングしたものが、ちゃんと検証されているというものが出てくるということで、いわゆる持続可能に回っている。PDCAが回らなくなると、その場その場の内容になってしまうので、よくないというのは、うまく行っているところの話では、大体そういうふうに言われていますので、丹波市のコミュニティ・スクールのイメージ図にも、最初にPDCAサイクルを回すということで、ここを重視していますので、今後、コミスクをきちっと回していくためにも、その辺りを重視していくべきだろうと思っております。ありがとうございました。それでよろしいですか。

それでは、この項を終わらせていただきます。

議案第23号 丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム展示改修監修委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について

(岸田教育長)

議案第23号、丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム展示改修監修委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

山内文化財課長。

(山内文化財課長)

山内文化財課長でございます。それでは、議案第23号、丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム展示改修監修委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について御提案申し上げます。資料につきましては、28ページでございます。

平成31年度から進めてまいりました丹波市立水分れ資料館の展示改修、設計製作、設置でございますが、こちらのほうが完了いたしまして、令和3年3月20日に丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアムとしてオープンいたしました。今後、この要綱を活用しての事業実施等については、今後見込まれないことから、こちらの要綱を廃止させていただくという御提案をさせていただくものでございます。

本要綱の施行日については、本要綱の公布の日といたしております。

以上、簡単ではございますが、丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム展示改修監修委員会設置要綱を廃止する要綱の制定についての御提案とさせていただきます。以上でございます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。この件について、何か御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、意見、質問がありませんので、採決いたします。

議案第23号、丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム展示改

修監修委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について採決いたします。
同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第23号、丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム展示改修監修委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について承認いたします。

20日にオープンをいたして、当日は700人近い来館者があって、あくる日も200を超える参加者が続いているということで、今、興味を持ってもらっている間に、どんどん入館者が入るように、また、企画展が早速、4月初めにありますので、足を運んでいただければと思います。

議案第24号 丹波市子ども読書活動推進計画（第3次）の策定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第24号、丹波市子ども読書活動推進計画（第3次）の策定について、事務局より説明をお願いします。

山内中央図書館副館長。

(山内中央図書館副館長)

中央図書館副館長、山内でございます。それでは、議案第24号、丹波市子ども読書活動推進計画（第3次）につきまして御提案申し上げます。資料のほうにつきましては、別冊の45ページから81ページでございます。

こちらの計画につきましては、子ども読書活動の推進に関する法律の第9条第2項において、計画策定の努力義務が規定されておりますので、この規定に基づきまして、策定をさせていただくものでございます。計画期間につきましては、令和3年度から7年度までの5年間としまして、計画期間中であっても、必要に応じて内容を見直すことは可能という形でさせていただきます。

昨年の12月の定例教育委員会におきまして、本計画の概要を御説明申し上げますので、前回の報告以降に開催いたしました子ども読書活動推進会議でありますとか、それから、丹波市立図書館協議会、それからパブリックコメント等で頂きました意見から追記・修正等を加えました箇所、主な変更箇所、3件について御報告をさせていただくことで、説明に代えさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、資料の通し番号でいいますと67ページのところでございます。計画書の中でいいますと21ページというところでございますが、このページの中ほどよりやや下のところでございます。図書館における具体的な取組のところで、(ク)図書館を利用したことのない市民や読書への関心が薄い市民への働きかけ、こちらのほうを追記させていただきました。こちらのほうにつきましては、2月4日から3月3日までの1か月間、実施いたしました、こちらの計画(案)に対しますパブリックコメント、それから、パブリックコメント期間中に市民プラザのほうで開催いただきました本計画(案)に対するパブリックコメントミーティングにおきまして頂いた意見を反映させていただいたというところでございます。

こちらのほう、パブリックコメント、それから、パブリックミーティングでは、本に興味がない層への新たなアプローチが計画書の中に盛り込まれていることが望ましいという意見を頂いたところでございます。こちら

の意見を得まして、先ほど申し上げました(ク)のところでございますが、今後、図書館のイメージにとらわれないようなアイデアを募集するなどいたしまして、読書への関心を高め、少しでも図書館に足を運んでいただけるような取組のほうを検討していくことを追記させていただいたというところでございます。

続きまして、資料の通し番号でいいますと71ページでございます。計画書の中では25ページのところでございますが、こちらの中の図書館と関係機関との連携協力のところで、⑤地域住民、民間団体との連携、こちらのほうを追記させていただきました。こちらのほうにつきましては、昨年の12月の定例教育委員会におきまして、本計画の概要を御説明させていただいた際に、コミュニティ・スクールでありますとか、民間の移動図書館等との協働に対する御意見を出町委員のほうから頂きましたので、そちらの意見を反映させる形で追記のほうをさせていただいたというところでございます。

今後、このようなことに関する情報収集を行いまして、独自に活動されております個人でありますとか民間団体等と情報交換等を行いながら、協働にある取組、子ども読書活動を推進する旨、こういった形で記載をさせていただいたというところでございます。

続きまして、資料の通し番号で73ページでございます。計画の中では27ページのところでございますが、こちらが一番下のところでございますが、図書館における啓発広報の推進の④のところでございます。市立図書館で毎月23日を家庭読書の日として設定いたしまして、このことを館内の展示でありますとかホームページ、それから図書館ブログ等で周知、それから推進をしているというところではございますが、今後、さらに毎月23日は家庭読書の日ということ浸透させていくための活動といたしまして、例えば、スローガンの策定や、標語を募集するといった具体的なアクション事例を丹波市立図書館協議会の協議の場において御提示を頂きましたので、その内容を追記させていただいたというところでございます。

こういったところが主な変更内容といたしまして、追記したところがございます。このほかにも細かな修正、字句の、もう少し詳しく書いたらどうかというような意見も頂いた部分もあり、そういった部分については、少し詳しく記述したり、修正を加えたりしたところがございます。

以上、簡単ではございますが、議案第24号の丹波市子ども読書活動推進計画(第3次)についての提案説明とさせていただきます。以上でございます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありませんでしょうか。
深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですが、読書推進についてのお話を伺ったわけですが、今、推進計画の中で、例えば、1人1台の端末を小学生、中学生が持っているわけですが、読書をしたいというときに、タブレットから図書館にアクセスして、この本があるのかどうかという、そういうことは検索できるのですか。

(岸田教育長)

山内中央図書館副館長。

(山内中央図書館副館長)

中央図書館副館長、山内でございます。その辺りについては、図書館の担当に確認をとらせていただいて、後日回答という形をとらせていただきたいですが、よろしいでしょうか。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

先ほど説明がありましたように、21ページのところで、パブコメ等々を受け入れて、文言を変えられたというところを説明いただきましたが、「アイデアを募集し」云々のところですね。読書への関心を高めるとい、いろんな形であると思いますが、後のほうにもありますが、目標値にもいろいろありましたが、やっぱり若年層、子供たちにどう読書の環境を与えるかというのがあるかと思しますので、今ちょっとお尋ねしたようなところを、ぜひ、ユーチューブばかり見ないで、そういうところにもアクセスできるような形にしていいただければありがたいと思います。よろしく願います。

(岸田教育長)

この読書については、統計的に出ているのは、やっぱり親が本を読む家庭の子供はよく読むというところがあって、子供だけに本を勧めてもなかなか読まないという現状があります。58ページを見てもらったらわかりますように、児童書の団体貸出者の推移もそう変わっていませんし、それから、61ページの0歳から18歳までの登録者数もそう伸びてなくて、登録者数のうちの有効登録者数については、非常に低い。こういう現状が今、丹波市にあります。

そういう中で、今、追加の説明がありましたように、67ページで関心が薄い市民への働きかけというのがありますが、要は、図書館に足を運んでもらう以前に、どうしたら本に親しんでもらえるかというところが、やっぱり工夫が要るところだと思います。これは、71ページの⑤の地域住民、民間団体との連携や、あるいは、市民プラザへの今後、もう少し置くとか、いろんな工夫があるのかなということを考えています。

この読書計画が、立てたものが立てっ放しにならないように、どうしたら本に親しむかということ、また教育委員のほうからもいろいろアイデア出しをして、今、丹波市は6館という、旧町単位ごとにたくさんありますが、そういう中で、なかなか本に親しみが増えない中で、どうしていくかというのは、今後大きな課題かなと思っています。特に今、ICTという中で、活字を読むというのがなかなか苦手な子供たちが増えていきますので、それをきちっと文字を読むということが大事なかなと思っていますので、これについては、計画倒れにならないように、しっかりその辺り、今後また、図書館の在り方についても検討しなきゃいけない時期が来ると思しますので、またその辺り、いろいろ情報がありましたら、届けていただければと思っております。

この件、ほかないですか。

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。少しお聞きしますが、この計画を作って、それで実際に実行していくことになりますが、この計画の推進員の名簿が最後の資料にありますが、基本的には行政の方々に構成するということになっていますが、計画を推進していく際に、別に民間の方も入れたような、そういう会議体というのは現状あるのでしょうか。

(岸田教育長)

山内中央図書館副館長。

(山内中央図書館副館長)

中央図書館副館長でございます。こちらの計画を推進していくために民間の方を入れた会とかいうような形ではないですが、丹波市立図書館協会の中で、このような内容についても協議を進めさせていただいておりますので、こちらの計画の内容に沿った形で推進できるように、いろんな意

見を頂きたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

(岸田教育長)

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。ありがとうございます。僕もいろいろコメントさせていただきましたが、民間のほうでそういった移動図書とかやっている方とか、いろんなイベントをやっている方とか、いろいろな活動をされている方がおられるというのはお話ししたとおりですが、やはりそういう方、イベントとかに出ると、非常にお客さんというか、そういう方がいるからイベントに参加するという方が、回を追うごとに増えてきているような印象がありますので、今後、そういった読書の習慣とかを若年層に広げていくということであると、そういう方々の意見とかも取り入れながら、こういう計画を実際に推進していくというのが必要かなと思いますので、そこら辺、実施していく、計画を遂行していく体制ですね、そこに関しては、いろいろな方を取り入れながらやっていけるように御検討いただければと思います。以上です。

(岸田教育長)

山内中央図書館副館長。

(山内中央図書館副館長)

中央図書館副館長、山内でございます。貴重な意見ありがとうございます。先日、出町委員のほうから御紹介いただきました市民プラザで講座がありました。ちょうど青垣の中で図書館ですかね、古民家を利用した図書館を開設されている方の講座を起用させていただきました。そのときにも面識を作らせていただいておりますので、今後、そのような方といろいろと交流を深めながら、少しでも子供たちが本を手にとってもらえるような取組を見出せないか検討といいますか、協議を進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

(岸田教育長)

ほかに。
深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですけども、少しこういうようなことを言ったら不謹慎かもしれませんが、最近、日本の歴史、世界の歴史等で、マンガが書かれたものが大量に出ている、また、小学校、中学校でもあるように聞いていますが、検討するときに、読書の入り方というのは、多分、子供たちにとってはいろいろあると思います。マンガから入っていく子もたくさんいるかと思うので、マンガの取舍選択というのは難しいところがありますが、その辺りの検討もしていただきながら、うまく読書につながるような、何か知恵を働いていただいたらありがたいと。マンガを少し考えていただければと思います。

(岸田教育長)

山内中央図書館副館長。

(山内中央図書館副館長)

中央図書館副館長、山内でございます。貴重な意見ありがとうございます。先日ですが、また来月の寄附採納の報告をさせていただく際に、報告をさせていただきますが、先般、パナソニックライティングシステムでしたか、毎年、春日の図書館のほうに図書を寄贈いただいておりますが、今回が13回目という形で、また寄贈を頂いた部分ありますが、このたび、春日図書館に寄贈いただきました図書の中にも、そういったマンガの図書も複数巻含まれておりました。こちらの寄贈いただく図書につきましても、図書館のほうに希望を聞いていただきまして、こういった図書が欲しいと

というようなことで、パナソニックさんのほうにお願いをさせていただいて寄贈いただいているというような経過がございます。そういったマンガ、とっつきやすいという意味ですが、そういった本についても、各館、いろいろと検討いたしまして、蔵書をしていっているという状況でございます。報告でございます。以上でございます。

(岸田教育長)

マンガに関する歴史書とか、結構、図書館に用意されています。それで、ただ、いわゆる本との出合わせ方とか、図書館にどう足を運ばせるかという、そこはやっぱり問題ですので、例えば、この間、付録をあげますよというような、ああいうのがあると長蛇の列にありますので、図書館に来られるというのがありますが、なかなかそういう日々に来るというのはないという、ここがやっぱり、毎年の課題ですので、当然、蔵書として新刊も含めて整備をしておくことはもちろんですが、この辺り、どういふふうにてこ入れをしていくかというのは、本当に知恵の出どころかと。

今度、神戸も有名な、安藤さんのこども本の森でしたか、あれはやはり本というのを中心に据えていこうという、市で取り組んでいるところもありますのでね。そういうところ、あんな大きなものはできませんけども、やっぱりそういった知恵も学びながら、やっぱり丹波市に合った環境づくりというのは今後、必要ではないかなとは思っています。

この件、ほかにありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件について採決をいたします。

議案第24号、丹波市子ども読書活動推進計画（第3次）の策定について採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。

よって、議案第24号、丹波市子ども読書活動推進計画（第3次）の策定について承認いたします。

日程第5

報告事項

(1) 寄附採納報告

(岸田教育長)

日程第5、報告事項に入ります。(1) 寄附採納報告についてお願いをいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。今回御報告させていただきます寄附採納は1件です。資料は30ページです。教育長報告にもありましたが、教育委員会に対して、丹波交通安全協会からランドセルカバーを市内全小学校新1年生分として御寄附いただいております。寄附申出に対して、有効に活用させていただくようありがたく採納することといたしましたので、御報告申し上げます。以上です。

(岸田教育長)

今の報告について、何か御質問ありますか。

それでは、この寄附採納報告を終わります。

(2) 行事共催・後援等報告

(岸田教育長)

続きまして、(2) 行事共催・後援等報告をお願いいたします。
足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。行事共催・後援等の報告につきましては、資料3 1ページに掲載しておりますとおり、丹波市少年野球協会主催の第4 1回全日本学童少年野球丹波市大会ほか、全部で3件でございます。丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱に基づき、許可条件に適合し、公的及び恒例の事業であることから、専決処分により許可をしたもので、報告をさせていただきます。以上です。

(岸田教育長)

報告が終わりました。この件につきまして、質問ありますか。よろしいですか。

それでは、この件は終わります。

(3) 議案番号の訂正について

(岸田教育長)

続きまして、(3) 議案番号の訂正についてお願いいたします。
足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。令和3年2月25日開催の定例教育委員会において提案いたしました3件の議案につきまして、議案番号が誤っておりましたので、訂正し、おわび申し上げます。

訂正させていただく議案は、資料3 2ページの3件の議案であります。誤った議案番号を付した原因といたしましては、2月4日開催の臨時教育委員会で提案した3件の議案を見落とし、1月の議案番号の続きに付番してしまっただけであります。以後、このようなことのないように、十分な確認を行った上で提案していくようにいたします。以上、報告とさせていただきます。

(岸田教育長)

報告が終わりました。何かこの件についてございますか。
今後、このようなミスがないようによろしくお願いいたします。

(4) 丹波市社会教育の推進に関する連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、(4) 丹波市社会教育の推進に関する連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定についてお願いをいたします。
足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、丹波市社会教育の推進に関する連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について御説明申し上げます。資料は3 3ページと3 4ページです。

今回の改正は、市長交代により従前まで「経営会議」と呼んでいた市の部長級以上の幹部会議を「政策会議」に改められたことにより、本要綱中の文言を改めるものでございます。

3 4ページの新旧対照表でその箇所をお示ししております。要綱第2条第2項のところの2行目です。「経営会議」を「政策会議」に改めてございます。

以上、簡単ではございますが、丹波市社会教育の推進に関する連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定についての説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

報告が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。
それでは、この項を終わります。

(5) 丹波市教育委員会文書共有システム等の使用に関する要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、(5) 丹波市教育委員会文書共有システム等の使用に関する要綱の制定についてお願いします。
足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、丹波市教育委員会文書共有システム等の使用に関する要綱の制定について御説明申し上げます。資料は35ページから37ページです。

この要綱は、教育長、教育委員及び教育委員会が許可した者が公用のタブレット端末を使用するに当たり、必要な事項を定めた要綱となっております。現物は、また後で見えていただくことが可能かと思いますが、そこで説明をしたいと思っております。こちらのほうでは、要綱の主立った条文について御説明を申し上げます。

要綱第6条、35ページの第6条では、端末の貸与等について規定をしており、第2項では、端末を他人に貸与し、または譲渡してはならないということにしております。

次、第7条です。36ページのところですが、端末の取扱いについて規定しており、同じく第2項において、紛失や破損の場合の費用負担について定めております。

第9条では、端末の使用に当たっての禁止事項を第1項で第1号から第8号まで定めております。

第10条では、遵守事項、第11条では、セキュリティ対策を定めております。ただし、基本的には、この端末によって個人情報やシステムを介して扱う予定は、現在のところはありません。

第12条では、通知等として、今後はこのシステムにより通知を行うこととし、原則として紙媒体での通知は行わないこととしておりますので、会議通知等は、このシステムによって行わせていただく予定です。

第13条では、費用負担として、委員にはひと月1,000円を御負担いただくことを規定しております。負担は4月から予定をしていきます。

次に、資料、この要綱を補足するものとして、38ページ、39ページに丹波市教育委員会文書共有システム用端末の使用範囲等に関する規定というものを定めております。

こちらのほうは、先ほどの要綱に定めるもののほか、必要な事項として第1条で使用範囲、第2条で禁止事項、第3条で費用負担を定めています。特に使用範囲のところでは、この会議における使用、そして、リモート会議での使用、それから、情報伝達における使用というようなところで、主立った使用範囲を定めておりますので、御確認を頂きたいというふうに思っています。

先ほども申し上げましたタブレットの実物については、委員会終了後に見ていただければというふうに思っておりますが、丹波市議会で現在まで使われていたものを使用させていただくものでございます。

以上で、丹波市教育委員会文書共有システム等の使用に関する要綱の制定についての説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

報告が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。

前から懸案になっておりました、資料、あるいは情報が素早くお届けできるように、できるだけデジタル化へ移行していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、この件を終わらせていただきます。

(6) 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置及び委員選出について

(岸田教育長)

続きまして、(6) 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置及び委員選出についてお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置及び委員選出について御説明申し上げます。資料のほうは、別冊の82ページで、統合準備委員会の設置要綱を今回は示させていただきます。

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱については、2月の定例教育委員会で御説明申し上げたとおり、検討委員会に中学校の教職員を加え、29人以内で構成すること、委員の任期は統合に関する所掌事項の協議が終了するまでであることなどを明記しております。現在、4月16日までに各構成団体、第3条の組織のところに、統合準備委員の選出依頼を行っており、第1回統合準備委員会を5月11日火曜日に開催する予定となっております。

以上で、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会の設置及び委員の選出についての報告とさせていただきます。

(岸田教育長)

報告が終わりました。この設置要綱等について、御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

今後、この組織で統合の形等々、具体的な検討に入っております。

それでは、これで終わらせていただきます。

(7) 丹波市社会教育委員の退任について

(岸田教育長)

続きまして、(7) 丹波市社会教育委員の退任についてお願いします。
足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。丹波市社会教育委員の退任について報告をいたします。資料はございません。

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間の任期で就任いただいております廣内佐知子委員が一身上の都合により令和3年3月31日をもって社会教育委員を退任するという届出があり、受理をしております。後任の委員については、現時点で人選ができておりません。場合によっては、1年間欠員というところで社会教育委員の会議を開いていく場合もございます。

以上で社会教育委員の退任についての報告とさせていただきます。

(岸田教育長)

ただいまの報告について、何か御質問ありますか。よろしいですか。
それでは、この項を終わらせていただきます。

(8) 教育委員会事務局職員等の人事異動について【非公開】

(9) 令和2年度末教職員人事異動の概要について【非公開】

日程第6

その他

(岸田教育長)

それでは、日程第6、その他に入ります。その他、各課から連絡事項はありますか。よろしいですか。

日程第7

次回定例教育委員会の開催日程

(岸田教育長)

それでは、日程第7、次回定例教育委員会の開催日程について、事務局からお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。次回の定例教育委員会は、4月22日木曜日午前9時からの開催でお諮りします。会場につきましては、この会場、山南支所庁舎3階教育委員会会議室です。以上です。

(岸田教育長)

4月22日木曜日、都合はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、4月の定例教育委員会の日程は、4月22日木曜日午前9時から、この山南支所庁舎教育委員会会議室で開催をいたします。

以上をもちまして全日程が終了いたしましたので、本日の定例教育委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。